

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2024年4月18日提出
【計算期間】	第7期中(自 2023年7月19日至 2024年1月18日)
【ファンド名】	J P 4 資産均等バランス
【発行者名】	J P 投信株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 相田 雅哉
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋人形町一丁目 1 1 番 2 号
【事務連絡者氏名】	佐藤 伸也
【連絡場所】	東京都中央区日本橋人形町一丁目 1 1 番 2 号
【電話番号】	03-6262-5743
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1 【ファンドの運用状況】

【J P 4 資産均等バランス】

以下の運用状況は2024年 1月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1) 【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	33,943,143,295	99.09
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)	—	311,132,687	0.91
合計（純資産総額）		34,254,275,982	100.00

(2) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

期別	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
第1計算期間末 (2018年 7月17日)	478	478	1.0263	1.0263
第2計算期間末 (2019年 7月16日)	2,156	2,156	1.0226	1.0226
第3計算期間末 (2020年 7月15日)	4,521	4,521	1.0617	1.0617
第4計算期間末 (2021年 7月15日)	8,850	8,850	1.2420	1.2420
第5計算期間末 (2022年 7月15日)	14,519	14,519	1.2644	1.2644
第6計算期間末 (2023年 7月18日)	24,559	24,559	1.3929	1.3929
2023年 1月末日	18,820	—	1.2642	—
2月末日	19,631	—	1.2819	—
3月末日	20,477	—	1.2930	—
4月末日	21,364	—	1.3102	—
5月末日	22,783	—	1.3556	—
6月末日	24,657	—	1.4185	—
7月末日	25,315	—	1.4115	—
8月末日	26,429	—	1.4257	—
9月末日	27,016	—	1.4178	—
10月末日	27,430	—	1.3833	—
11月末日	29,554	—	1.4489	—
12月末日	30,707	—	1.4577	—
2024年 1月末日	34,254	—	1.5077	—

② 【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
第1期	2017年10月18日～2018年 7月17日	0.0000
第2期	2018年 7月18日～2019年 7月16日	0.0000
第3期	2019年 7月17日～2020年 7月15日	0.0000
第4期	2020年 7月16日～2021年 7月15日	0.0000
第5期	2021年 7月16日～2022年 7月15日	0.0000

第6期	2022年 7月16日～2023年 7月18日	0.0000
当中間期	2023年 7月19日～2024年 1月18日	—

③【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
第1期	2017年10月18日～2018年 7月17日	2.63
第2期	2018年 7月18日～2019年 7月16日	△0.36
第3期	2019年 7月17日～2020年 7月15日	3.82
第4期	2020年 7月16日～2021年 7月15日	16.98
第5期	2021年 7月16日～2022年 7月15日	1.80
第6期	2022年 7月16日～2023年 7月18日	10.16
当中間期	2023年 7月19日～2024年 1月18日	7.34

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

2【設定及び解約の実績】

【J P 4 資産均等バランス】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
第1期	2017年10月18日～2018年 7月17日	550,627,423	84,282,310
第2期	2018年 7月18日～2019年 7月16日	2,084,177,626	441,671,760
第3期	2019年 7月17日～2020年 7月15日	2,588,358,820	438,567,746
第4期	2020年 7月16日～2021年 7月15日	3,479,724,208	612,250,508
第5期	2021年 7月16日～2022年 7月15日	5,001,050,739	644,117,527
第6期	2022年 7月16日～2023年 7月18日	7,260,747,856	1,111,638,189
当中間期	2023年 7月19日～2024年 1月18日	5,241,685,687	966,950,428

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

3 【ファンドの経理状況】

J P 4 資産均等バランス

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第7期中間計算期間（2023年 7月19日から2024年 1月18日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

【J P 4 資産均等バランス】

（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第6期 2023年 7月18日現在	第7期中間計算期間末 2024年 1月18日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	114,127,020	523,767,566
投資信託受益証券	24,486,743,369	32,287,913,708
未収入金	-	45,000,000
流動資産合計	24,600,870,389	32,856,681,274
資産合計	24,600,870,389	32,856,681,274
負債の部		
流動負債		
未払解約金	29,420,433	88,264,018
未払受託者報酬	2,362,079	3,079,966
未払委託者報酬	9,152,974	11,934,817
未払利息	312	1,434
その他未払費用	820,416	529,100
流動負債合計	41,756,214	103,809,335
負債合計	41,756,214	103,809,335
純資産の部		
元本等		
元本	17,632,158,632	21,906,893,891
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	6,926,955,543	10,845,978,048
（分配準備積立金）	3,129,925,994	2,981,021,784
元本等合計	24,559,114,175	32,752,871,939
純資産合計	24,559,114,175	32,752,871,939
負債純資産合計	24,600,870,389	32,856,681,274

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第6期中間計算期間 自 2022年 7月16日 至 2023年 1月15日	第7期中間計算期間 自 2023年 7月19日 至 2024年 1月18日
営業収益		
受取配当金	126,704,719	217,000,639
有価証券売買等損益	△457,849,955	1,865,170,339
営業収益合計	△331,145,236	2,082,170,978
営業費用		
支払利息	68,211	105,483
受託者報酬	1,827,890	3,079,966
委託者報酬	7,083,000	11,934,817
その他費用	365,520	529,100
営業費用合計	9,344,621	15,649,366
営業利益又は営業損失（△）	△340,489,857	2,066,521,612
経常利益又は経常損失（△）	△340,489,857	2,066,521,612
中間純利益又は中間純損失（△）	△340,489,857	2,066,521,612
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	6,768,560	39,453,426
期首剰余金又は期首欠損金（△）	3,036,098,127	6,926,955,543
剰余金増加額又は欠損金減少額	957,518,824	2,275,170,006
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	957,518,824	2,275,170,006
剰余金減少額又は欠損金増加額	108,852,775	383,215,687
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	108,852,775	383,215,687
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（△）	3,537,505,759	10,845,978,048

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金額を計上しております。
3. その他	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 当中間計算期間は、前期末が休日のため、2023年 7月19日から2024年 1月18日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第6期 2023年 7月18日現在	第7期中間計算期間末 2024年 1月18日現在
1. 中間計算期間の末日における受益権の総数	17,632,158,632口	21,906,893,891口
2. 中間計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (10,000口当たり純資産額)	1.3929円 (13,929円)	1.4951円 (14,951円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

第6期 2023年 7月18日現在	第7期中間計算期間末 2024年 1月18日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額 中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

(その他の注記)

元本の移動

第6期 自 2022年 7月16日 至 2023年 7月18日	第7期中間計算期間 自 2023年 7月19日 至 2024年 1月18日
期首元本額 11,483,048,965円	期首元本額 17,632,158,632円
期中追加設定元本額 7,260,747,856円	期中追加設定元本額 5,241,685,687円
期中一部解約元本額 1,111,638,189円	期中一部解約元本額 966,950,428円

(デリバティブ取引に関する注記)

第6期(2023年 7月18日現在)

該当事項はありません。

第7期中間計算期間末(2024年 1月18日現在)

該当事項はありません。

4【委託会社等の概況】

（１）【資本金の額】

2024年1月末現在

資本金

500,000,000円

発行可能株式総数

100,000株

発行済株式総数

20,000株

- 過去5年間における主な資本金の増減
該当事項はありません。

（２）【事業の内容及び営業の状況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。

2024年1月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです（ただし、親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額（億円）
追加型株式投資信託	7	3,542

（３）【その他】

（１）定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

（２）訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される訴訟事件などは発生していません。

5【委託会社等の経理状況】

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに、同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

(2) 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(3) 監査証明について

委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の財務諸表ならびに当事業年度（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)				
		前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金	※2	723,826	※2	906,464
前払費用		7,690		8,849
未収委託者報酬		59,224		61,102
その他		5,173		3,372
流動資産計		795,915		979,790
固定資産				
有形固定資産				
建物	※1	1,548	※1	8,588
器具備品	※1	14,042	※1	15,749
無形固定資産				
商標権		882		719
投資その他の資産				
長期前払費用		107		—
その他		8,743		7,422
固定資産計		25,323		32,480
資産合計		821,238		1,012,270
負債の部				
流動負債				
リース債務		1,204		1,183
未払金				
未払手数料	※2	34,184	※2	35,170
その他未払金	※2	32,260	※2	31,269
未払法人税等		4,919		4,991
流動負債計		72,568		72,615
固定負債				
リース債務		3,368		4,464
固定負債計		3,368		4,464
負債合計		75,937		77,079
純資産の部				
株主資本				
資本金		500,000		500,000
資本剰余金				
資本準備金		500,000		500,000
資本剰余金計		500,000		500,000
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		△ 254,699		△ 64,808
利益剰余金計		△ 254,699		△ 64,808
株主資本合計		745,300		935,191
純資産合計		745,300		935,191
負債・純資産合計		821,238		1,012,270

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)				
		前事業年度 (自 2021年 4月 1日	当事業年度 (自 2022年 4月 1日	

至 2022年 3月31日)

至 2023年 3月31日)

営業収益							
委託者報酬				1,167,447			1,188,330
営業収益計				1,167,447			1,188,330
営業費用							
支払手数料	※1			677,542	※1		689,337
広告宣伝費				4,931			6,474
調査費							
調査費				186			164
委託調査費				18,325			13,769
委託計算費				53,818			54,709
営業諸雑費							
通信費				6,689			7,647
印刷費				46,017			44,143
協会費				2,011			2,026
その他				289			—
営業費用計				809,813			818,271
一般管理費							
給料							
役員報酬	※1			60,424	※1		59,137
給料・手当	※1			91,955	※1		92,348
法定福利費				337			382
福利厚生費				230			264
業務委託費				9,676			5,351
交際費				31			28
会議費				—			33
旅費交通費				28			887
租税公課				8,990			9,414
不動産賃借料				12,103			9,410
固定資産減価償却費				4,113			5,009
消耗品費				1,182			1,439
支払報酬料				8,875			8,777
諸経費				461			1,093
一般管理費計				198,414			193,579
営業利益				159,219			176,479
営業外収益							
受取利息				0			0
雑収入				11			—
その他の営業外収益				—			127
営業外収益計				11			127
営業外費用							
支払利息				47			50
営業外費用計				47			50
経常利益				159,184			176,556
特別利益							
受取立退料				—			21,700
特別利益計				—			21,700
特別損失							
固定資産除却損				—			1,770
本社移転損失				—			6,305
特別損失計				—			8,075
税引前当期純利益				159,184			190,180
法人税、住民税及び事業税				290			290
法人税等合計				290			290
当期純利益				158,894			189,890

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：千円)

前事業年度（自	2021年4月1日 至 2022年3月31日）						（単位：百万円）	
	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		純資産合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
繰越利益剰余金								
当期首残高	500,000	500,000	500,000	△413,593	△413,593	586,406	586,406	
当期変動額								
当期純利益				158,894	158,894	158,894	158,894	
当期変動額合計	—	—	—	158,894	158,894	158,894	158,894	
当期末残高	500,000	500,000	500,000	△254,699	△254,699	745,300	745,300	

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

(単位：千円)

株 主 資 本						
---------	--	--	--	--	--	--

	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	純資産合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	500,000	500,000	500,000	△254,699	△254,699	745,300	745,300
当期変動額 当期純利益				189,890	189,890	189,890	189,890
当期変動額合計	—	—	—	189,890	189,890	189,890	189,890
当期末残高	500,000	500,000	500,000	△64,808	△64,808	935,191	935,191

注記事項

（重要な会計方針）

1 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得する建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年
器具備品 3～20年

（2）無形固定資産

定額法を採用しております。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、投資信託運用業を行っており、投資信託約款に基づき投資信託の運用について履行義務を負っております。当該履行義務は信託期間にわたり日々充足され、投資信託財産の純資産額に一定の割合を乗じて計算した金額を収益として認識しております。

（貸借対照表関係）

前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 2,661千円 器具備品 11,499千円 計 14,160千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 405千円 器具備品 10,484千円 計 10,890千円
※2 関係会社に対する資産及び負債 (1) 流動資産 預金 266,153千円 (2) 流動負債 未払手数料 34,183千円 その他未払金 9,025千円	※2 関係会社に対する資産及び負債 (1) 流動資産 預金 201,093千円 (2) 流動負債 未払手数料 35,168千円 その他未払金 9,126千円

（損益計算書関係）

前事業年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日)	当事業年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日)
※1 関係会社との取引高 支払手数料 677,499千円 役員報酬 45,424千円 給料・手当 64,955千円	※1 関係会社との取引高 支払手数料 689,297千円 役員報酬 44,137千円 給料・手当 65,348千円
※2 固定資産除却損 建物 — 器具備品 — 計 —	※2 固定資産除却損 建物 1,285千円 器具備品 485千円 計 1,770千円

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式	20,000株	—	—	20,000株

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
普通株式	20,000株	—	—	20,000株

（リース取引関係）

ファイナンス・リース取引

（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

事務機器（器具備品）であります。

② リース資産の減価償却の方法

「（重要な会計方針） 1 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

1 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社の資金運用については流動性の高い預金等に限定しており、投機的な取引は行わない方針であります。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

また、資金調達については借入によらず、株式の発行により行う方針です。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

預金は、関係会社に対するものであり、短期の預金であることから、市場リスクは僅少であると認識しております。また、事業に必要な運転資金については、資金管理部署による計画に基づく手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

また、当社の営業債権である未収委託者報酬の基礎となる投資信託財産は、信託法により信託銀行の固有財産と分別管理されており、信用リスクは僅少であると認識しております。

リース債務は主に設備投資に係る資金調達であります。また、資金管理部署による計画に基づく手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

前事業年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	723,826	723,826	—
(2)未収委託者報酬	59,224	59,224	—
資産計	783,051	783,051	—
(3)未払手数料	34,184	34,184	—
(4)その他未払金	32,260	32,260	—
(5)リース債務(※1)	4,572	4,572	—
負債計	71,017	71,017	—

当事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	906,464	906,464	—
(2)未収委託者報酬	61,102	61,102	—
資産計	967,567	967,567	—
(3)未払手数料	35,170	35,170	—
(4)その他未払金	31,269	31,269	—
(5)リース債務(※1)	5,647	5,735	△87
負債計	72,087	72,175	△87

（※1） 1年以内返済予定のリース債務を含めております。

注：金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

（1）現金・預金及び（2）未収委託者報酬

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

（3）未払手数料及び（4）その他未払金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（5）リース債務

時価は、元利金の合計額を、同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

3 リース債務の決算日後の返済予定額

前事業年度（2022年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債務	1,204	1,215	1,226	927	—	—

当事業年度（2023年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
リース債務	1,183	1,196	1,210	1,223	833	—

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	(注)1 72,904	14,640
未払事業税	1,417	1,439
繰延税金資産小計	74,321	16,080
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額	(注)1 △72,904	△14,640
将来減算一時差異等の合計に係る 評価性引当額	△1,417	△1,439
評価性引当額小計	△74,321	△16,080
繰延税金資産合計	—	—
繰延税金負債		
その他	—	—
繰延税金負債合計	—	—
繰延税金資産の純額	—	—

(注)1. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度（2022年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金 (a)	—	—	—	9,318	63,585	—	72,904
評価性引当額	—	—	—	△9,318	△63,585	—	△72,904
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当事業年度（2023年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金 (a)	—	—	—	14,640	—	—	14,640
評価性引当額	—	—	—	△14,640	—	—	△14,640
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
評価性引当額の増減	△30.63%	△30.63%
住民税均等割	0.18%	0.15%
その他	0.01%	0.00%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.18%	0.15%

(収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおり、単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えており、かつ、内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、セグメント情報に追加しての記載は行っておりません。

(セグメント情報等)

1 セグメント情報

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2 関連情報

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(1) サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

- ②有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。
- (3) 主要な顧客ごとの情報
外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

- (1) サービスごとの情報
単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。
- (2) 地域ごとの情報
①営業収益
内国籍投資信託からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。
②有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。
- (3) 主要な顧客ごとの情報
外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

4 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

5 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1 財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

前事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金、出資金又は基金(億円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	(株)ゆうちょ銀行	東京都千代田区	35,000	銀行業	被所有直接45%	役員の受入 出向者の受入 投資信託の募集 投資信託の取扱及び投資 信託に係る事務 代行の委託等	人件費の支払 事務代行手数料の支払	76,983 677,499	その他未払金 未払手数料	6,305 34,183
その他の関係会社	三井住友信託銀行(株)	東京都千代田区	3,420	銀行業	被所有直接30%	役員の受入 出向者の受入	人件費の支払	33,396	その他未払金	2,720
その他の関係会社の子会社	野村アセットマネジメント(株)	東京都江東区	171	投資助言・代理業及び投資運用業	なし	役員の受入 出向者の受入	人件費の支払	42,000	その他未払金	—

当事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金、出資金又は基金(億円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社	(株)ゆうちょ銀行	東京都千代田区	35,000	銀行業	被所有直接45%	役員の受入 出向者の受入 投資信託の募集 投資信託の取扱及び投資 信託に係る事務 代行の委託等	人件費の支払 事務代行手数料の支払	76,099 689,297	その他未払金 未払手数料	6,396 35,168
その他の関係会社	三井住友信託銀行(株)	東京都千代田区	3,420	銀行業	被所有直接30%	役員の受入 出向者の受入	人件費の支払	33,386	その他未払金	2,729

その他の 関係会社 の子会社	野村アセッ トマネジメ ント(株)	東京都 江東区	171	投資助言 ・代理業 及び投資 運用業	なし	役員の受入 ・出向者の受入	人件費 の支払	42,000	その他 未払金	—
----------------------	-------------------------	------------	-----	-----------------------------	----	------------------	------------	--------	------------	---

(注) 1 取引条件及び取引条件の決定方針等

(1) 人件費については、当社の給与規程に基づいて金額を決定しています。

(2) 投資信託に係る事務代行手数料については、一般取引条件を基に、協議の上決定しております。

2 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 子会社及び関連会社等

重要な該当事項はありません。

(3) 兄弟会社等

親会社及び法人主要株主等を含めて開示しております。

(4) 役員及び個人主要株主等

重要な該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前事業年度 (2022年3月31日)	当事業年度 (2023年3月31日)
(1) 1株当たり純資産額	37,265円05銭	46,759円56銭
(1株当たり純資産額の 算定上の基礎)		
純資産の部の合計額	745,300千円	935,191千円
普通株式に係る期末の純資産額	745,300千円	935,191千円
1株当たり純資産額の算定に 用いられた期末の普通株式の数	20,000株	20,000株

項目	前事業年度 (自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月31日)	当事業年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月31日)
(2) 1株当たり当期純利益	7,944円71銭	9,494円51銭
(1株当たり当期純利益金額の 算定上の基礎)		
損益計算書上の当期純利益	158,894千円	189,890千円
普通株式に係る当期純利益	158,894千円	189,890千円
普通株主に帰属しない金額	—	—
普通株式の期中平均株式数	20,000株	20,000株

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表等

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

当中間会計期間
(2023年9月30日)

資産の部		
流動資産		
現金・預金		1,029,097
前払費用		5,916
未収委託者報酬		64,502
その他		3,456
流動資産計		1,102,972
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1	8,256
器具備品	※1	15,022
無形固定資産		
商標権		638
投資その他の資産		
繰延税金資産		2,271
その他		7,422
固定資産計		33,611
資産合計		1,136,584

負債の部

流動負債

リース債務

1,189

未払金		
未払手数料		37,048
その他未払金	※2	36,041
未払法人税等		26,740
流動負債計		101,020
固定負債		
リース債務		3,867
固定負債計		3,867
負債合計		104,888
純資産の部		
株主資本		
資本金		500,000
資本剰余金		
資本準備金		500,000
資本剰余金計		500,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		31,695
利益剰余金計		31,695
株主資本合計		1,031,695
純資産合計		1,031,695
負債・純資産合計		1,136,584

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

当中間会計期間	
(自 2023年 4月 1日	
至 2023年 9月30日)	
営業収益	
委託者報酬	640,052
営業収益計	640,052
営業費用	
支払手数料	371,089
広告宣伝費	447
調査費	
委託調査費	8,650
委託計算費	28,897
営業諸雑費	
通信費	3,161
印刷費	14,372
協会費	1,033
営業費用計	427,652
一般管理費	
給料	
役員報酬	28,794
給料・手当	44,884
法定福利費	183
業務委託費	2,839
交際費	29
旅費交通費	1,299
租税公課	5,018
不動産賃借料	5,304
固定資産減価償却費	※1 2,714
消耗品費	373
支払報酬料	4,625
諸経費	156
一般管理費計	96,224
営業利益	116,175
営業外収益	
受取利息	0
営業外収益計	0
営業外費用	
支払利息	30
営業外費用計	30
経常利益	116,145
税引前中間純利益	116,145
法人税、住民税及び事業税	21,911
法人税等調整額	△ 2,271
法人税等合計	19,640
中間純利益	96,504

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

（単位：千円）

	株 主 資 本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他	利益		
				利益剰余金 繰越利益 剰余金	剰余金 合計		
当期首残高	500,000	500,000	500,000	△ 64,808	△ 64,808	935,191	935,191
当中間期変動額							
中間純利益				96,504	96,504	96,504	96,504
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)							
当中間期変動額合計	—	—	—	96,504	96,504	96,504	96,504
当中間期末残高	500,000	500,000	500,000	31,695	31,695	1,031,695	1,031,695

注記事項

（重要な会計方針）

1 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得する建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～18年

器具備品 3～20年

（2）無形固定資産

定額法を採用しております。

（3）リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、投資信託運用業を行っており、投資信託約款に基づき投資信託の運用について履行義務を負っております。当該履行義務は信託期間にわたり日々充足され、投資信託財産の純資産額に一定の割合を乗じて計算した金額を収益として認識しております。

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間 (2023年9月30日)	
※1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	741千円
器具備品	12,786千円
計	13,527千円
※2 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他未払金」に含めて表示しております。	

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 (自 2023年4月 1日 至 2023年9月30日)	
※1 減価償却実施額	
有形固定資産	2,633千円
無形固定資産	81千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式	20,000株	—	—	20,000株

（リース取引関係）

ファイナンス・リース取引

（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

事務機器（器具備品）であります。

- ② リース資産の減価償却の方法
「（重要な会計方針） 1 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

（金融商品の時価等に関する事項）

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

当中間会計期間（2023年9月30日）

（単位：千円）

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	1,029,097	1,029,097	—
(2) 未収委託者報酬	64,502	64,502	—
資産計	1,093,599	1,093,599	—
(3) 未払手数料	37,048	37,048	—
(4) その他未払金	36,041	36,041	—
(5) リース債務（※1）	5,057	5,145	▲88
負債計	78,147	78,236	▲88

（※1）1年内返済予定のリース債務を含めております。

注：金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金・預金及び(2) 未収委託者報酬

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(3) 未払手数料及び(4) その他未払金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) リース債務

時価は、元利金の合計額を、同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（収益認識に関する注記）

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「セグメント情報等」注記に記載のとおり、単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えており、かつ、内国籍投資信託からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、セグメント情報に追加しての記載は行っておりません。

（セグメント情報等）

1 セグメント情報

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2 関連情報

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

(1) サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

内国籍投資信託からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、中間損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

3 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

該当事項はありません。

4 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

該当事項はありません。

5 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額並びに1株当たり中間純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

当中間会計期間 (自 2023年4月 1日 至 2023年9月30日)	
1 株当たり純資産額	51,584円79銭
1 株当たり中間純利益	4,825円23銭
1 株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	96,504千円
普通株式に係る中間純利益	96,504千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	20,000株

(注)潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2023年5月31日

J P投信株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 関 賢 二 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJ P投信株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第8期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、J P投信株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2023年12月5日

J P投信株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 関 賢 二 印

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているJ P投信株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第9期事業年度の中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、J P投信株式会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠してい

るかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2.XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年4月5日

J P 投信株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 関 賢 二

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJ P 4資産均等バランスの2023年7月19日から2024年1月18日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、J P 4資産均等バランスの2024年1月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年7月19日から2024年1月18日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、J P 投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に

注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

J P 投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。